

令和4年9月29日

さいたま市議会
議長 阪本 克己 様

さいたま市議会議員定数に関する調査会

会長 松本 正生

さいたま市議会の議員定数について（報告）

令和4年7月20日付け議総秘第1580号で依頼のありました、議員定数に関する事項について、調査審議を行いましたので、別紙のとおり報告します。

別 紙

(1) 概要

議員定数については、平成24年4月に設置された「さいたま市議会議会の在り方に関する調査会」（以下「在り方調査会」という。）での調査審議を経て、平成25年2月に議員の役割の変化、地域コミュニティの代表としての議員の役割や市政の監視機能、調査機能、政策形成機能などを考えても議員定数60人は妥当であるとの報告がされました。

先の調査会から概ね10年が経過し、今もなお人口が増加しているというさいたま市の特徴、そして、社会（経済）情勢は、当時の想定以上に変化するなど様々な要因が重なり合う中、改めてさいたま市の適正な議員定数について調査審議するため、令和4年6月24日の6月定例会での議決を経て、「さいたま市議会議員定数に関する調査会」が設置されました。

その後、令和4年7月20日に第1回の調査会が開催され、さいたま市議会議員の定数に関する事項について、さいたま市議会議長より調査審議の依頼を受けました。

(2) 委員

	氏 名	役 職 等
会 長	松本 正生	埼玉大学 名誉教授
委 員	牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部 教授
委 員	田中 登	弁護士
委 員	吉田 正信	さいたま市自治会連合会副会長

(3) 調査会開催状況

開催期日	議 題
第1回調査会 令和4年7月20日	(1) 会長の互選について (2) 会長職務代理者の指名について (3) さいたま市議会議員定数に関する調査会公開要領(案)について (4) 調査審議事項の現状について (5) 今後の進め方について (6) その他
第2回調査会 令和4年8月17日	(1) 調査審議事項について (2) その他
第3回調査会 令和4年9月9日	(1) 報告書(案)について (2) その他

(4) 本調査会における調査審議内容

本調査会での調査審議内容は、次のとおりです。

第1回調査会（令和4年7月20日）

- ・会長及び会長職務代理者の互選
会長に松本 正生氏、会長職務代理者に牛山 久仁彦氏がそれぞれ選任されました。
- ・さいたま市議会議員定数に関する調査会公開要領（案）について
公開要領（案）のとおり承認されました。
- ・調査審議事項の現状について
配付資料の1～6（資料編参照）について事務局より説明がありました。
- ・説明に対する質疑の後、各委員より追加の資料要求を行い、本調査会における議論の進め方について協議を行いました。

第2回調査会（令和4年8月17日）

- ・事務局より追加資料1～3（資料編参照）の説明の後、各委員からさいたま市議会の議員定数について意見を聴取しました。主な意見は次のとおりです。
 - 人口一人当たりの議員数や市民一人当たりの報酬額は、政令指定都市間で比較しても平均的な値であり、現状でも妥当な数だと思う。民主主義の観点からも定数を減らすことは望ましくない。議員定数は現状維持でよい。
 - 議員を身近に感じるためには、議員定数は多い方がよいと思うが、増やしすぎてもよくないと思う。増やす場合には議員の役割を明確にし、議員の方から提示したうえで議論すべき。議員定数を減らすと、議員の存在がさらに遠くなってしまう。議員定数は現状維持が妥当と考える。
 - 議員は人によって活動量が違う。また、議員定数は2万人に一人という数字が独り歩きしているように感じる。現在のコロナ禍という社会情勢を鑑みると、議員定数増は難しく、この先10年で本市においても人口減少が予想されている。地元の自治会でもコロナ対応・支援で多額の費用がかかっており、

他に予算を計上すべき事項も多いため、1～2名の議員定数減が妥当と考える。

- 人口一人当たりの議員数をみると、さいたま市は以前よりも人口が増加しているため、市民の1票は軽くなってしまっており、市民は不利になっている。議員定数が2万人に一人が妥当かという議論はあるが、議員定数を削減という選択肢はないと考える。議員定数は現状維持でよい。
- 選挙のたびに議員定数削減の議論が起こるが、それが続くと議員定数が極端に減ってしまう。また、自分たちで自らの存在意義を否定することになってしまう。
- 議員定数を削減すると、少数意見が淘汰される可能性もある。
- 「在り方調査会」報告書内に記載されている、議員定数は2万人に一人を踏襲する形でよい。

第3回調査会（令和4年9月9日）

・事務局より議会に対する報告書（案）について説明した後、報告書（案）について協議・検討を行い、修正した報告書の提出をもって「さいたま市議会議員定数に関する調査会」が終了することを確認しました。主な意見は以下のとおりです。

- 本調査会の結論について、基本的には賛成であるが、民主主義の在り方として議員定数は財政上の問題とは切り離して考えるよう、加筆してほしい。
- 現状では区によって、人口一人当たりの議員数が19,732人～25,664人と6,000人近く差が開いていることを鑑みると、議員定数が決定された後には、各区の定数の是正も連動して行われるものと、加筆してはいかがか。
- 常設とまでは言わないが、必要に応じて調査会設置について検討し、専門的・地域的な知見も取り入れるよう加筆願いたい。
- 将来的に人口の増減によって、定期的に議員定数を見直されるものと加筆したほうが良い。

(5) 本調査会における結論

本調査会において協議した結論は、以下のとおりです。

結論

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例(平成14年12月26日条例第124号)第1条に規定するさいたま市議会議員の定数は、現行の60人を維持することを妥当とします。

理由

さいたま市議会の現行の議員定数である60人は、平成24年に設置された「さいたま市議会議員の在り方に関する調査会」の報告書を基に議会において決定されたものです。「在り方調査会」の報告書では、二元代表制における議会の議員の役割を、地域の代表として地元の声を行政に届けること、ならびに、行政に対するチェック機能を担うことと定義しています。行政区単位で選出される議員による議会は、合議体であることを考慮すれば、一定数の人数を必要とすることは言を俟ちません。

同報告書はさらに、さいたま市における地域コミュニティの現状から、地区自治会連合会や市立中学校、公民館といったコミュニティの中心的な団体、施設の設置状況が議員定数と近似しているとし、「現在の議員定数60人は、議会としての機能を果たすために妥当である」と判断しており、すなわち、議員一人当たりの人口が約2万人(20,543人=平成24年当時)を基数とする定数配分が行われ、現在に至っています。なお、当該配当基数は、政令指定都市20市中10番目に相当していました。

今回、さいたま市議会議長より議員定数に関する事項を調査審議するよう依頼を受けた「さいたま市議会議員定数に関する調査会」では、各委員の意見から、先の「在り方調査会」報告書の基本姿勢を尊重し、約2万人という基準を前提とすることを確認しました。また、議員定数を考えるときに財政上の問題は避けられないという考え方もあるなかで、本質的な問題とは切り離して考えるべきであり、議会の活動や改革、議員の活動内容に目を向けた議論をすることも必要であるとの見解

が示されました。

そのうえで、さいたま市の現状を見ると「在り方調査会」の報告後、さいたま市は人口増をたどり、令和4年7月時点で、議員一人当たりの人口数も22,000人余に増加しています。すなわち、実質的な議員定数削減状態にあると言ってよいと考えます。市民（有権者）の一票の価値あるいは重みが、平成24年「在り方調査会」が設置された当時と比較して低減していることを勘案すれば、議員定数を削減するという判断は導きがたいと考えます。

一方、約2万人という基数を前提とすれば、人口増にともなう議員定数増が想定されますが、現下のコロナ禍への対応、直近の物価上昇へのケアなど、財源を要する喫緊の課題の存在からすると、配当基数のみを根拠とした議員定数増が許容される状況にはないと言わざるを得ません。加えて、他の政令指定都市における近年の傾向を確認すると、議員定数の削減はあっても、増加させた自治体は存在しません。約22,000人という議員一人当たりの人口数は、政令指定都市中9番目に相当します。

これらの条件を比較考慮した結果、本調査会は「現行の60人を維持することを妥当とする」との結論に達しました。

なお、本調査会は、今回の調査審議内容と関連する点について、次のとおり意見を付します。

< 意見 >

人口約2万人相当を基数として総定数が措置される以上、各選挙区選出議員数についても、自ずと連動するものと推察します。加えて、議会におかれては、今後のさいたま市における人口の推移を見計らいつつ、議員定数の妥当性を定期的に検証されることを期待します。仮に、人口が減少傾向に転ずることがあれば、見直しいし削減が要請される場面が生ずると想定されます。そうした際には、必要に応じて専門的・地域的な知見も取り入れるべく、市民各層からの意見聴取等を行うことも一考されてしかるべきと思料します。

卷 末 資 料

さいたま市議会議員定数に関する調査会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市議会基本条例（平成21年さいたま市条例第55号）第14条第2項の規定に基づき、議員定数に関する事項を調査審議するため、さいたま市議会議員定数に関する調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調査会は、さいたま市議会議員の定数に関する事項を調査審議し、議長に報告する。

2 調査会は、必要に応じ、前項の規定による調査審議等の経過を議長に中間報告することができる。

(組織)

第3条 調査会は、4人の委員をもって組織する。

2 委員は、地方自治制度に関し学識経験のある者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

3 調査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、調査会の会務を総理し、調査会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調査会の会議は、必要に応じて開催する。

2 調査会の会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前条第5項の規定により会長の職務を代理する委員。次項から第4項まで及び第6条において同じ。）が招集し、その座長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、議長が招集し、会長が定められるまでの間、その職務を行う。

3 調査会の会議は、会長及び委員2人以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会長が必要と認めるとき、又は調査会の会議において議決したときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条第1項の規定による報告を行ったときまでとする。

(会議の公開)

第6条 調査会の会議は、公開する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、調査会に諮ってこれを公開しないことができる。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、議会局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、議長が調査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

さいたま市議会議員定数に関する調査会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市議会議員定数に関する調査会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第6条の規定によるさいたま市議会議員定数に関する調査会（以下「調査会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 調査会の会議は、傍聴を希望する者に傍聴を認め、さいたま市議会図書室において調査会の会議で行った調査審議に関する資料（以下「会議関係資料」という。）を閲覧に供し、及びさいたま市議会のホームページへ会議関係資料を掲載することにより公開する。

(会議開催の周知)

第3条 調査会の会議を開催しようとするときは、あらかじめさいたま市議会のホームページにその旨を掲載する方法により周知する。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第5条 会議を傍聴しようとする者（次項に規定する報道関係者を除く。）は、傍聴受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 取材等のために調査会の会議を傍聴しようとする報道関係者は、傍聴受付簿に所属する報道機関等の名称及び事務所の所在地を記入しなければならない。

3 第1項に規定する傍聴券の受付は、会議の当日、所定の場所において受け付ける。

4 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、調査会が特に認めたときは、当該定員を超えて傍聴をさせることができる。

(会議関係資料の提供)

第7条 会議関係資料（さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条に規定する不開示情報に該当する部分を除く。以下同じ。）は、当該会議の都度傍聴人に提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額又は大量である等提供することに著しい事務上の支障があると会長が認めるときは、この限りでない。

（傍聴することができない者）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、調査会の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第9条 傍聴人は、調査会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、設置要綱第6条ただし書の規定により調査会の会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(会議結果)

第13条 調査会の会議が開催されたときは、速やかに、開催した会議の概要及び結果を、さいたま市議会のホームページで公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、調査会の公開に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年7月20日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

さいたま市議会議員定数に関する調査会 傍聴受付簿

受付番号	住所又は所在地	氏名又は名称

様式第2号（第5条関係）

（表）

交付番号	年 月 日開催分 (交付当日のみ有効)	
さいたま市議会議員定数に関する調査会		
<table border="1"><tr><td>傍 聴 券</td></tr></table>		傍 聴 券
傍 聴 券		
※ 裏面の注意事項をよくお読みください。		

（裏）

傍聴される方へ（注意事項）
1 傍聴席では、次の事項を守ってください。 (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。 (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りではありません。 (5) 飲食又は喫煙をしないこと。 (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。 (7) 許可なく写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。 (8) その他会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。
2 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
3 この傍聴券は当日限り有効であるため、退場するときは係員に返還してください。